

化学物質を取り扱う事業主の皆さまへ

女性労働者の就業を禁止する業務の範囲が拡大します

平成24年10月1日から

女性労働基準規則の改正により（改正女性則）、妊娠や出産・授乳機能に影響のある25の化学物質（裏面参照）を取り扱う作業場では、妊娠の有無や年齢などにかかわらず、女性労働者を以下の業務に就かせることは禁止となります。

女性労働者の就業を禁止する業務

●労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第3管理区分（下記参照）」となった屋内作業場での全ての業務

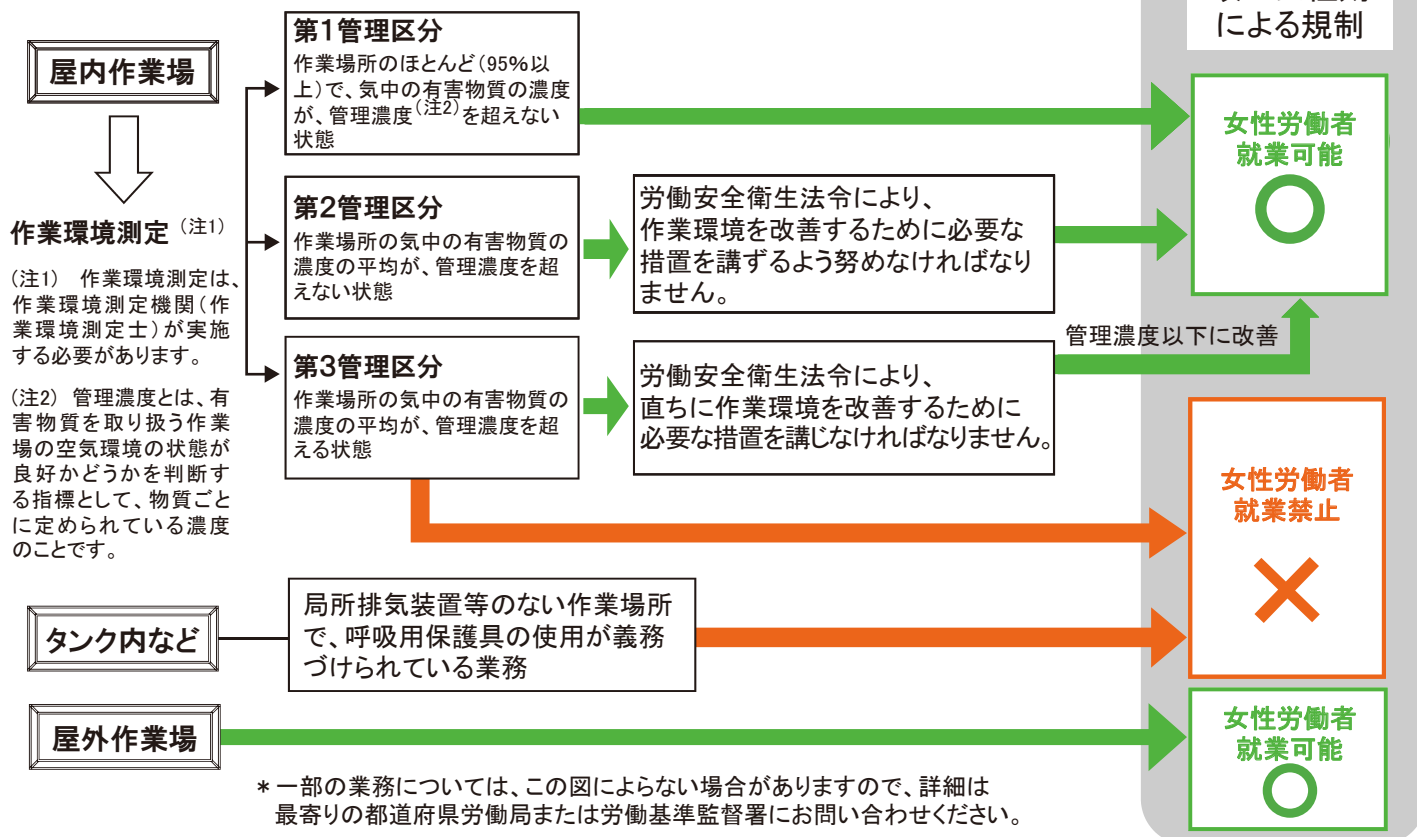


●タンク、船倉内などで規制対象の化学物質を取り扱う業務で、呼吸用保護具の使用が義務づけられているもの



労働安全衛生法令と改正女性則の関係（概要）

労働安全衛生法令による規制



厚生労働省 雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課
都道府県労働局・労働基準監督署

改正女性則による就業制限対象物質と管理濃度

以下の25の物質が規制の対象となります。これらは同時に、労働安全衛生法に基づく「特定化学物質障害予防規則」「有機溶剤中毒予防規則」「鉛中毒予防規則」の適用を受けます。

事業主は、女性則に基づく措置とは別に、労働安全衛生法令に基づき、局所排気装置等による発散抑制措置、作業環境測定、健康診断などを実施してください。

特定化学物質障害予防規則の適用を受けるもの			鉛中毒予防規則の適用を受けるもの		
物質名		管理濃度			
1	塩素化ビフェニル(PCB)	0.01mg/m ³	14	鉛およびその化合物	0.05mg/m ³
2	アクリルアミド	0.1mg/m ³	有機溶剤中毒予防規則の適用を受けるもの		
3	エチレンイミン	0.05ppm	15	エチレングリコールモノエチルエーテル(セロソルブ)	5ppm
4	エチレンオキシド	1ppm	16	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(セロソルブアセテート)	5ppm
5	カドミウム化合物	0.05mg/m ³	17	エチレングリコールモノメチルエーテル(メチルセロソルブ)	0.1ppm
6	クロム酸塩	0.05mg/m ³	18	キシレン	50ppm
7	五酸化バナジウム	0.03mg/m ³	19	N, N-ジメチルホルムアミド	10ppm
8	水銀およびその無機化合物(硫化水銀を除く)	0.025mg/m ³	20	スチレン	20ppm
9	塩化ニッケル(Ⅱ)(粉状のものに限る)	0.1mg/m ³	21	テトラクロルエチレン(パークロルエチレン)	50ppm
10	砒素化合物(アルシンと砒化ガリウムを除く)	0.003mg/m ³	22	トリクロルエチレン	10ppm
11	ベータープロピオラクトン	0.5ppm	23	トルエン	20ppm
12	ペンタクロルフェノール(PCP)およびそのナトリウム塩	0.5mg/m ³	24	二硫化炭素	1ppm
13	マンガン (注)マンガン化合物は対象となりません。	0.2mg/m ³	25	メタノール	200ppm

※カドミウム、クロム、バナジウム、ニッケル、砒素の金属単体は対象となりません。

改正条文、施行通達などは厚生労働省のホームページをご覧ください。

トップページ「分野別の政策」雇用・労働＞雇用均等＞労働者の方へ＞働く女性の母性管理について＞
働く女性の母性健康管理措置、母性保護規定について

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/h24-78.html

注意事項

1. 化学物質が発散する場所での女性労働者の就業禁止は、妊娠の有無、年齢などにかかわらず、全ての女性労働者が対象になります。
2. 労働安全衛生法に基づき、直ちに作業環境の改善が必要であるにもかかわらず、これを怠って女性労働者が就業できない環境のままとし、就業させないことは、男女雇用機会均等法違反になります。

お問い合わせは、都道府県労働局または労働基準監督署まで

所在案内はこちら→ <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/htm>

厚生労働省トップページ＞厚生労働省からのご案内「所在地案内」